

税関って何をしているところ

関税法からみた税関の業務

説明：2024年4月25日

公益財団法人日本関税協会

東京支部事務局長 長谷川 隆雄

公益財団法人日本関税協会

日本関税協会は1949年(昭和24年)に設立されて以来、日本における関税政策並びに関税制度の確立に積極的に協力するとともに、税関行政の円滑・適正な運営に寄与するとの目的に沿って各種事業を展開しております。

◆「調査・研究事業」

⇒研究会やシンポジウムを通じ、貿易と関税に関する調査・研究及び政策提言

◆「書籍頒布・情報提供事業」

⇒各種書籍、Webサイト、各種講演会及び説明会を通じて、適正かつ円滑な貿易を目的とした普及・啓蒙

◆「教育・研修事業」

⇒各種セミナー及び国内関係者に対する研修の他、外国の税関職員等に対する研修



本日のお話【税関って何をしているところ】

1	税関とは	4
2	外国貿易機等の入出港 ..	9
3	保税地域	11
3-1	保税運送	15
4	通関手続き	16
4-1	輸出通関	17
4-2	輸入通関	19
4-3	その他	23
5	関税率表	29
6	関税分類	30
7	関税評価	41
8	原産地規則	45
8-1	EPAの原産地基準 ...	47
8-2	原産地手続き	52

9	事前教示制度	55
10	輸入禁止貨物	
10-1	社会悪物品	56
10-2	知的財産侵害物品	58
10-3	その他	64
11	輸入事後調査	65
12	認定事業者(AEO)制度 ..	69
13	申告官署自由化	70
14	通関業	71
15	不服申立て	73

1.税関とは



税関

Japan Customs

「税」と「関」 = 二つの顔を持つ機関

税関のロゴマーク (税関ホームページから)

「輸入品に税を課す徴収機関」

税関は、海外から輸入される貨物について
関税及び消費税等を徴収している。

[関税の2つの目的]

1 財政関税

令和4年度の税関による徴収額（消費税等含む）は、約14.2兆円（前年度比26.7%増）。租税及び印紙収入の約18.5%に相当。

2 保護関税

国産品と競争する輸入品に関税が課され、輸入コストが引き上げられることで、国内産業を保護することができる。

「水際の関所としての取締機関」

薬物、銃器を始め、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の社会の
安全安心を脅かす物品が国内に入る前に水際で阻止している。

令和5年の税国税関における関税法違反事件の取締状況

押収量	不正薬物	約2,406kg（前年比79%増）
	金地金	約268kg（前年比99%増）
	知的財産侵害物品差止点数	約106万点（前年比19.7%増）

【税関の歴史】

- ○1853年（嘉永6年6月）にペリー浦賀に来航
- ○1858年（安政5年6月）日米修好通商条約締結
- ○1859年（安政6年6月）箱館、神奈川、長崎に「**運上所**」設置
- ○1872年（明治5年11月28日）に「**税関**」が誕生 11月28日は、「**税関記念日**」

【関税局と税関】

- ○関税局：関税政策の企画・立案
- ○税 関：法律の執行

【関税3法】

- ○関税法、関税定率法、関税暫定措置法

税関の3つの使命

1

安全・安心な
社会の実現

不正薬物・銃砲等をはじめ、テロ・大量破壊兵器等、社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入を一層効果的に水際で取り締まるため、内外関係機関との連携や情報交換を積極的に行うなど、近年の密輸事犯の大口化や多様化に対応した取り締まり体制等の整備に取り組んでいます。

2

関税等の適正・
公平な課税

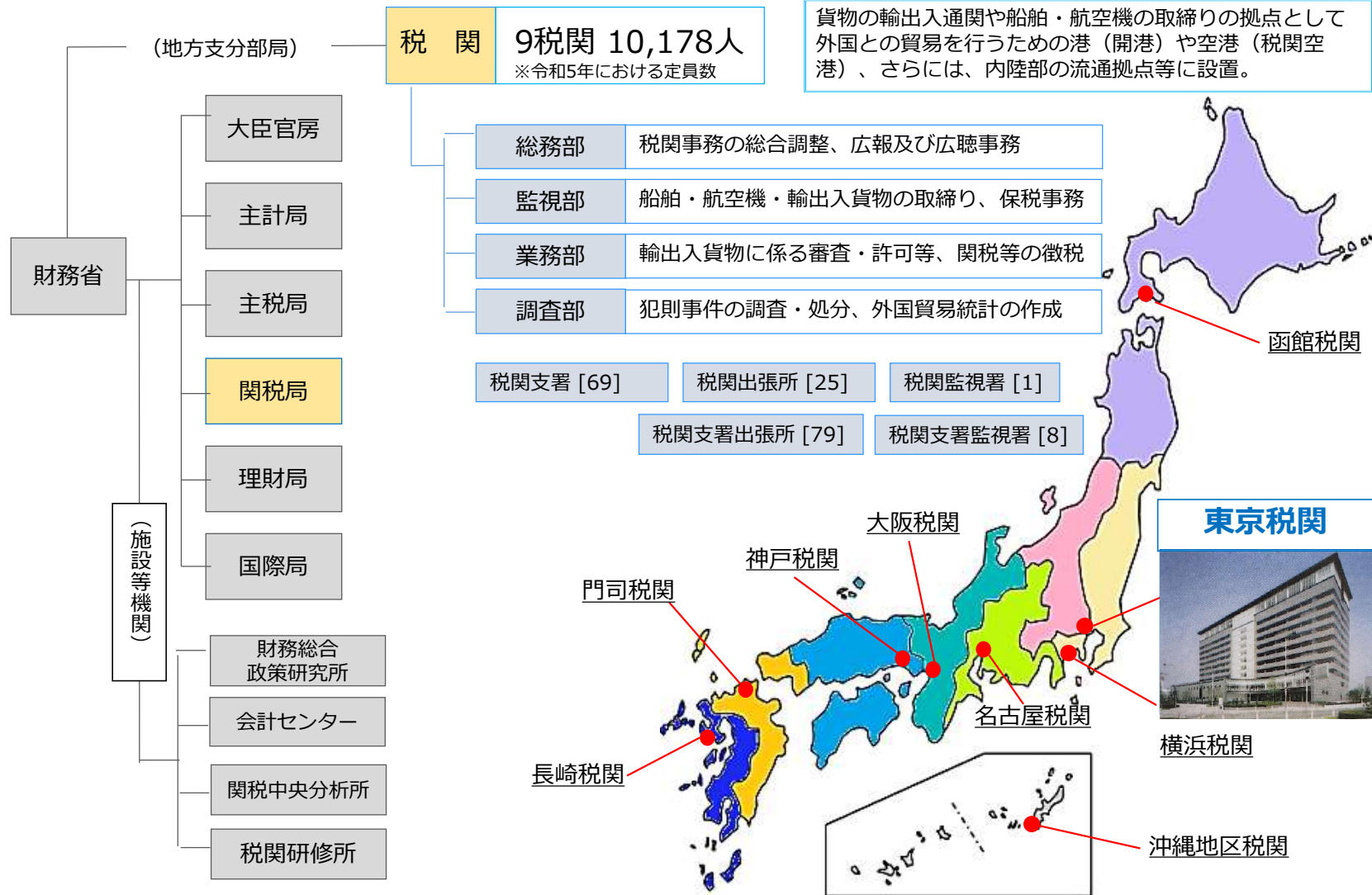
税関で徴収する関税、消費税等は、日本の国税収入の1割超に相当する額(約14.2兆円)を担っています。関税等の適正な賦課及び徴収を確保するため、様々な情報提供を通じて、適正な申告が可能となる納税環境を整備するとともに、積極的な諸施策を講じています。

3

貿易円滑化の
推進

貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たり、適正な通関を確保しつつ、簡便な手続と円滑な処理を実現するため、手続やシステム運用等の改善を行うなど、利用者の利便性の向上に努めています。

財務省・税関の組織



輸入通関の流れ

外国貿易機等の入港

貨物の取卸し

保税地域へ搬入

他法令手続きを終了

輸入（納税）申告

NACCSを使用

区分1：即許可

区分2：書類審査

区分3：書類審査
→検査

関税の納付

輸入の許可

保税地域から搬出

国内流通

2.外国貿易機等の入出港

○開港制度

▼外国貿易機等は、**税関空港（32）** 又は**開港（119）** に入出港

○日本の税関に報告

▼コンテナ貨物：船積港を出港する24時間前に積荷情報等

▼航空機：入港する3時間前に積荷や旅客情報等

○交通等の制限

2.外国貿易機等の入出港

貨物専用機「Boeing777型」

航続距離：約9,200km

搭載可能重量：約100トン



写真提供：株式会社 ANA Cargo

3.保税地域

- 輸出入手続きが完了するまで蔵置
- 倉主責任**と**記帳義務**により自主管理制に移行
- 保税地域の種類と機能

種類	主な機能	貨物の蔵置期間
①指定保税地域 (関税法第37条)	外国貨物の積卸、運搬、一時蔵置	1か月
②保税蔵置場 (関税法第42条)	外国貨物の積卸、運搬、長期蔵置	2年(延長可能)
③保税工場 (関税法第56条)	外国貨物を原料とする加工、製造	2年(延長可能)
④保税展示場 (関税法第62条の2)	外国貨物の展示、使用	税関長が指定する期間
⑤総合保税地域 (関税法第62条の8)	外国貨物の積卸、運搬、 長期蔵置、加工・製造、展示、使用	2年(延長可能)

3.保税地域



3.保稅地域

○倉主責任とは

- ▼保稅地域にある外国貨物が
- ▼亡失し、又は滅却されたとき
- ▼被許可者に關稅納付義務を課すもの

○記帳義務とは

- ▼貨物管理者は、保稅台帳を設け
- ▼外国貨物又は輸出しようとする貨物について
- ▼品名、數量等を記載するもの
- ▼保稅台帳は2年間保存

3.保稅地域

▼保稅蔵置場の記帳事項＝関稅法施行令第29条の2第1項

1号 搬入	2号 貨物取扱 ・内容点検 ・改装、仕分け ・簡単な加工等	3号 蔵入承認	4号 輸入許可	5号 輸入許可前引取承認
				6号 見本一時持ち出し
				7号 外国貨物の搬出（保稅運送、輸出貨物等）

▼NACCS民間管理資料の帳簿利用

海上貨物	
G01	輸入貨物搬出入データ（週報/月曜）
G02	輸出貨物搬出入データ（週報/火曜）
G05	貨物取扱等一覧データ（週報/火曜）

航空貨物	
S13	航空輸出貨物取扱等一覧データ（日報/毎日）
S14	航空輸出貨物搬出入データ一覧（日報/毎日）
T19	航空輸入貨物搬出入データ（日報/毎日）
T20	航空輸入貨物取扱等一覧データ（日報/毎日）

3-1.保稅運送

○国内にある外国貨物を外国貨物のまま運送

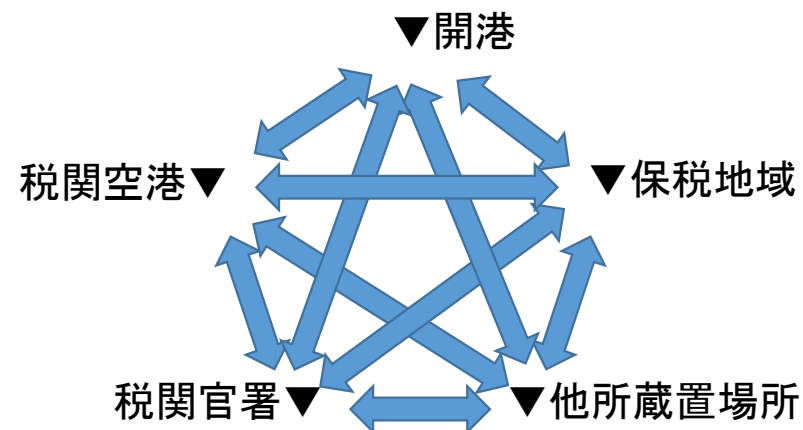
○運送の種類

▼個別運送

▼包括運送：一定の条件の下で、
1年以内の期間を指定して、
一括して運送承認を受ける

○期間内に到着しない場合は関税が徴収される

○特定保稅運送者（AEO保稅運送者）



4.通関手続き

○輸出入申告は、輸出入者に課された義務

▼申告者＝貨物の輸出者又は輸入者

▼申告先税関＝貨物の蔵置場所を管轄する税関長

▼申告の時期＝保税地域に搬入後

▼申告の受理＝税関が受理した時点で効力を生じる

▼提出書類＝インボイス（仕入書）など

○関税関係法令以外の法令（他法令）による輸出入規制

4-1.通関手続き 輸出通関

○輸出とは、内国貨物を外国に向けて送り出すこと

○輸出申告書

▼貨物の記号、番号、品名、数量、価格、

仕向地、仕向人の住所や名称

積載船名等を記載

なお、価格は、輸出港における本船甲板渡し（FOB）価格

▼区分1となったものは、関係書類の提出は不要

○輸出に関するAEO事業者

▼特定輸出者

▼認定製造者

4-1. 通関手続き 輸出通関

▼ 対世界の主要輸出品の推移 (税関ホームページから)

参考

	2003年 54兆5,484億円	2013年 69兆7,742億円	2023年 100兆8,738億円	2022年 98兆1,736億円
第一位	自動車 8兆8,950億円	自動車 10兆4,125億円	自動車 17兆2,654億円	自動車 13兆116億円
第二位	半導体等電子部品 4兆745億円	鉄鋼 3兆7,931億円	半導体等電子部品 5兆4,942億円	半導体等電子部品 5兆6,761億円
第三位	事務用機器 2兆6,191億円	半導体等電子部品 3兆5,526億円	鉄鋼 4兆5,017億円	鉄鋼 4兆7,386億円
第四位	自動車の部分品 2兆2,998億円	自動車の部分品 3兆4,762億円	自動車の部分品 3兆8,836億円	半導体等製造装置 4兆652億円
第五位	鉄鋼 2兆660億円	有機化合物 2兆5,204億円	半導体等製造装置 3兆5,350億円	自動車の部分品 3兆8,476億円

4 - 2. 通関手続き 輸入通関

○輸入とは、外国から本邦に到着した貨物を、本邦に引き取ること

○輸入（納税）申告書

▼納税申告：HSコード、税率・税額等

▼引取申告：貨物の記号、番号、品名、数量、価格、
原産地、仕出人、積載船名等

▼NACCSで区分1となったものはインボイスの提出が不要

○貨物を保税地域に搬入する前に申告ができる特例

▼NACCSで予備申告し検査不要となったもの

▼AEO輸入者、AEO通関業者が行うもの

○輸入の許可

▼場合によっては、貨物の検査を受ける

▼有税品の場合は、納税する

4-2.通関手続き 輸入通関

▼対世界の主要輸入品の推移 (税関ホームページから)

参考

	2003年 44兆3,620億円	2013年 81兆2,425億円	2023年 110兆1,956億円	2022年 118兆5,032億円
第一位	原粗油 5兆3,284億円	原粗油 14兆2,448億円	原粗油 11兆3,636億円	原粗油 13兆4,527億円
第二位	事務用機器 2兆7,448億円	液化天然ガス 7兆590億円	液化天然ガス 6兆5,202億円	液化天然ガス 8兆4,614億円
第三位	衣類・同付属品 2兆2,405億円	衣類・同付属品 3兆2,480億円	石炭 5兆8,613億円	石炭 7兆8,199億円
第四位	半導体等電子部品 2兆153億円	石油製品 2兆7,054億円	半導体等電子部品 4兆6,805億円	医薬品 5兆7,617億円
第五位	液化天然ガス 1兆6,953億円	通信機 2兆6,787億円	医薬品 4兆6,501億円	半導体等電子部品 4兆9,032億円



現在位置: ホーム > 東京税関 Tokyo Customs

重要なお知らせ
税関の名をかたった詐欺に注意!
開税関の名をかたった不審なショートメッセージにご注意ください

- トピックス
- 【お知らせ】東京税関本関情報ひろばにて「春休み親子イベント(3/27-29)」を実施します! PDF
 - 【お知らせ】渋谷ハチ公前広場で「ニセモノ撲滅キャンペーン」を実施します! PDF
 - 知的財産侵害物品取締強化期間における協力依頼について PDF
 - 通関関係書類のペーパーレス化関係資料の一部を更新しました
 - 輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて
 - 「国際郵便物の通関手続きのご案内」ページリニューアルのお知らせ
 - 「税関・税率に関するお問合せ」の照会フォームが変わりました
 - 個人・自社での輸入通関手続きの流れ(通関業者に依頼せず、来庁しご自身で輸入通関手続きをされる方へ) PDF
 - 税関ホームページリニューアルのお知らせ
 - 災害関連情報
 - 税関HPに「税関チャットボット」(税関手続きの質問に対する自動回答システム)が
 - 税関HP「税関の名にご注意ください」
 - 「ストップ金密輸」緊急対策

模倣品の水際取締り強化!

採用案内
採用案内

東京税関の紹介
東京税関の管轄・機構
東京税関の歴史
所在案内

公示・公告等
公示・告示
東京税関の調査情報
外国為替相場(関税課の掲載)

東京税関の貿易統計

東京税関の貿易統計



東京税関貿易統計

東京税関管内の貿易統計についてのデータを提供しております。ご覧になりたい場所にポインタをあわせクリックして下さい。

- お知らせ
- 東京税関貿易概況(2024年各月、上半期)
- 東京税関貿易概況(2023年各月、上半期)
- 東京税関貿易概況(年分)
- 特集等

成田特集
(別冊・続報)

令和6年1月31日(水)
東京税関

令和5年分 成田空港貿易概況(速報)
(特徴的な品目の動向)



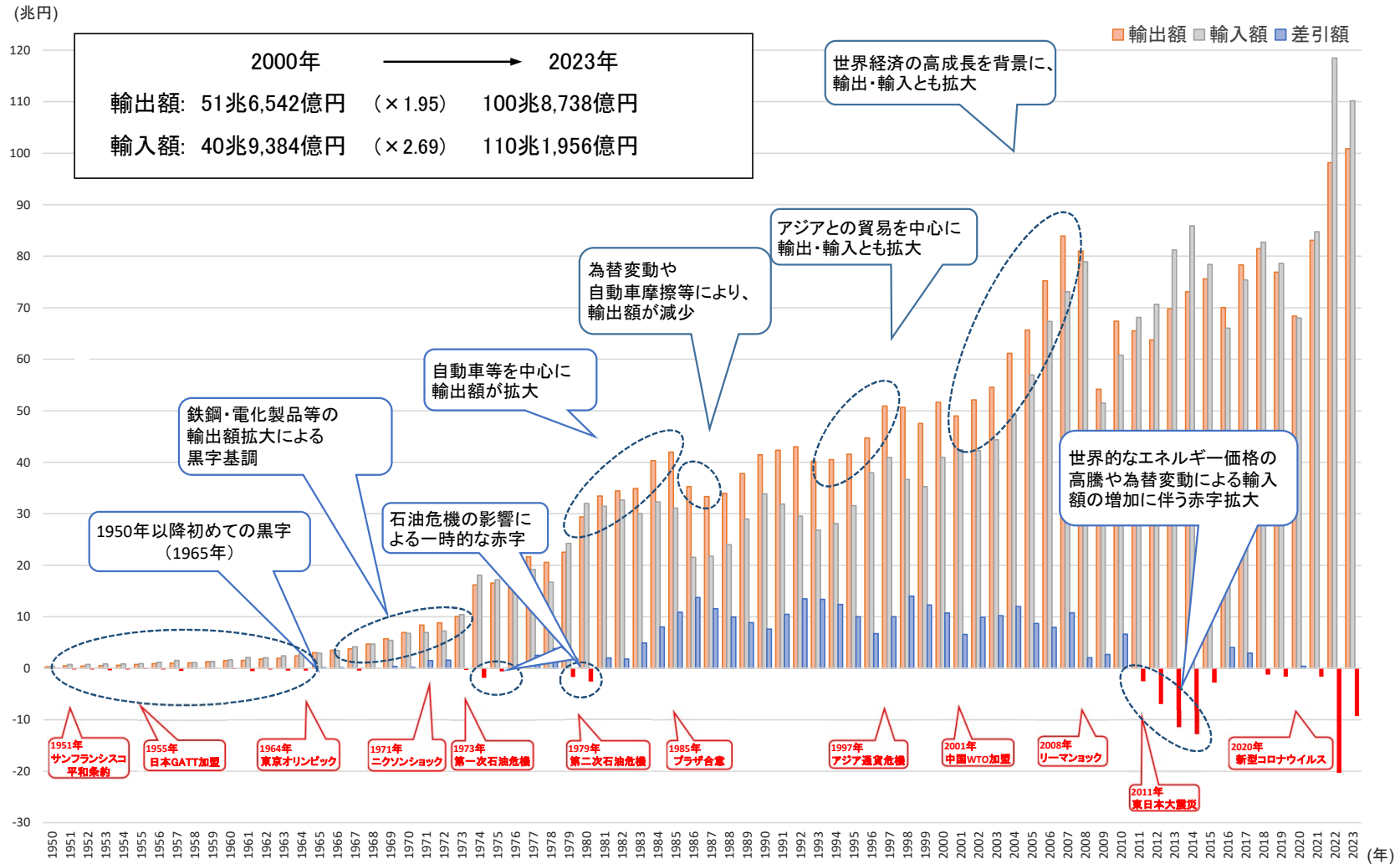
牛肉(生鮮・冷蔵 骨付きでないもの)の輸出
(令和5年分)



最新の特集は上の画像をクリック!

- 成田空港生鮮貨物輸入動向(年分)
- 成田空港・羽田空港貨物取扱量(速報)
- 新潟税関支署貿易概況(速報)
- 酒田税関支署貿易概況(速報)

日本の貿易額の推移



(出所) 財務省貿易統計

4-3.通関手続き その他

○国際郵便物も輸出入貨物

- ▼通常郵便物、国際小包(最大30キロまで)、EMS(国際スピード郵便)
- ▼価格が20万円以下のものは、簡易手続きで通関

○旅客の携帯品や別送品等は、簡易手続きで通関＝旅具通関

- ▼課税価格の合計が30万円程度以下のものが対象
- ▼税関検査場電子申告ゲート(略称: Eゲート)

＝成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港、新千歳空港、那覇空港

○NACCS＝輸出入・港湾関連情報処理システム

- ▼船・航空会社、荷主、通関業者、銀行、税関等官庁が利用

税関検査場電子申告ゲート①



7 空港で電子申告ゲートを運用。

成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、
中部国際空港、福岡空港、新千歳空港、那覇空港

電子申告ゲートは人・人接触を軽減するものであり、ICAO（国際民間航空機関）及び IATA（国際航空運送協会）は、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、電子申告を推奨しています。感染症対策のためにも、ぜひ、電子申告ゲートをご利用ください。

ITを活用し、旅客の通関を自動化

- ・携帯品申告書は、電子的提出が可能
- ・検査においても、事前情報等を活用
- ・顔認証による本人確認の実施

電子申告ゲートには、国際観光旅客税の一部が充当されています。

事前に！スマートフォンで簡単に申告

下の二次元コードからVisit Japan Webにログインし、必要事項を入力すると、「携帯品・別送品申告書」情報が反映された税関用の二次元コード(水色)を表示できます。



必要なのはパスポートと二次元コード(水色)

日本の空港の税関検査場に設置された電子申告端末で、パスポートとVisit Japan Web で作製した二次元コード(水色)を読み取らせることにより「携帯品・別送品申告書」の提出が完了します。その際、ゲート通過のときに必要となる顔認証用の写真を撮影します。

2023.07



ゲートは顔認証で通過

電子申告端末での手続きが完了したら、そのままゲートをスムーズに通過できます。

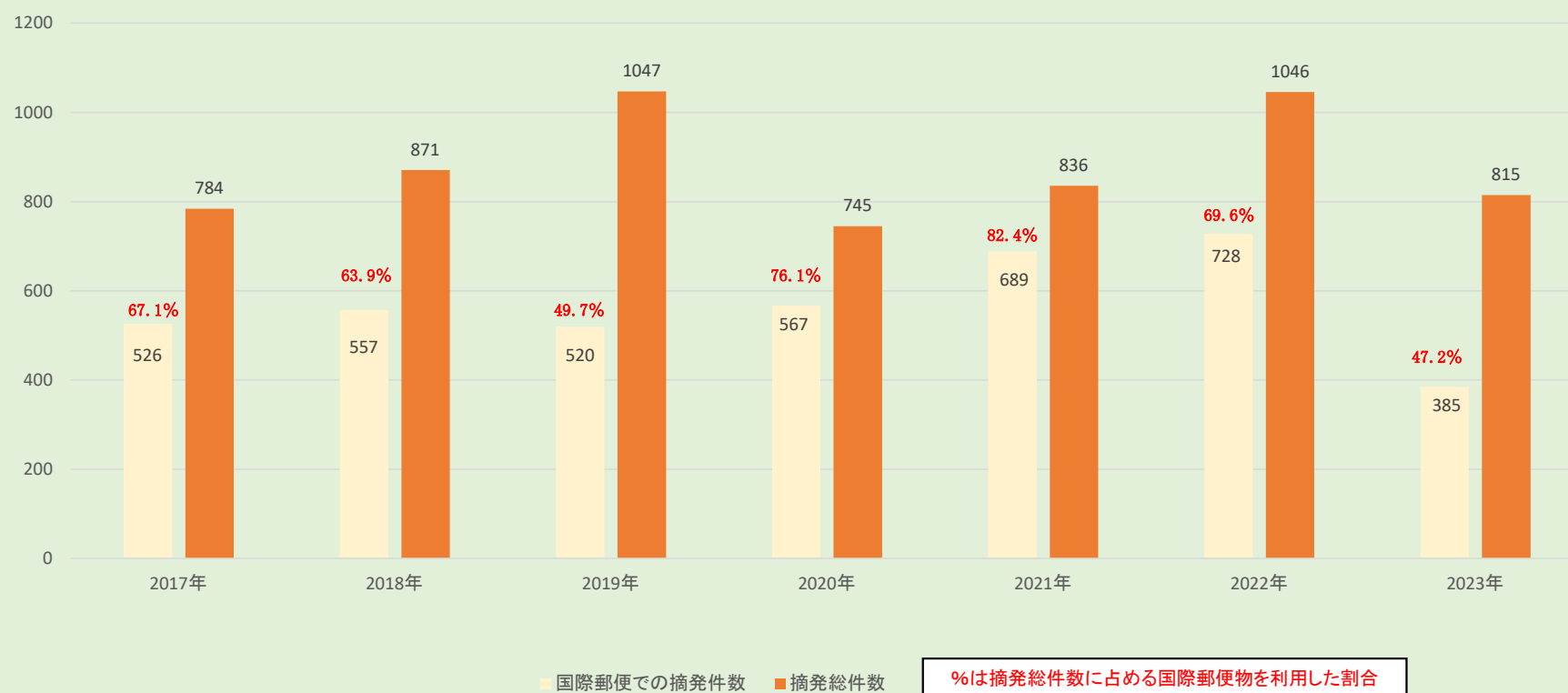
- ※税関職員による検査を受ける場合があります。
- ※顔認証のために撮影された写真は、ゲート通過後、すぐに消去されます。
- ※免税範囲を超えた携帯品や別送品の申告等がある場合は、税関職員のいる検査台に案内されます。
- ※有人検査台には検査台用電子申告端末を設置しており、有人検査台でも電子申告を行うことができます。

税関検査場電子申告ゲート②



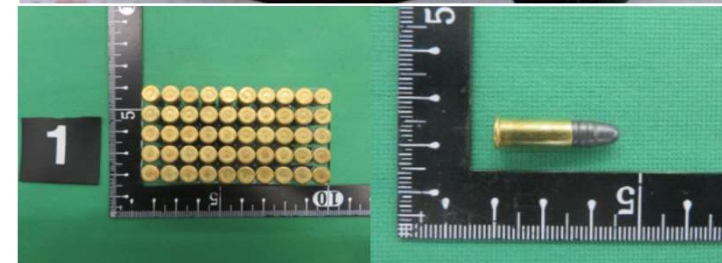
4-3.通関手続き その他

▼国際郵便を利用した密輸入事件の件数 (税関ホームページから)



4-3.通関手続き その他

▼国際郵便による密輸入事件



(令和6年2月14日 東京税関報道発表資料から)

▼旅客による密輸入事件 **嚥下隠匿による密輸入**

(令和6年2月14日 成田税関支署報道発表資料から)

ブラジル来航空旅客から嚥下(えんか)隠匿されていた約1100g(89塊)のコカインを発見
(令和5年10月)



南アフリカ来航空旅客から嚥下(えんか)隠匿された約1200g(124塊)のコカインを発見
(令和5年12月)



5.関税率表

○関税の目的

▼**財政関税**（財政収入を目的）

▼**保護関税**（国内産業の保護を目的）

○輸入される貨物は関税率表のいずれかに分類される

▼関税定率法 第3条 別表に規定

○課税標準による種類

▼従価税率、従量税率、差額税率、スライド税率など

○制定による種類

▼基本税率、暫定税率、特惠税率、協定税率など

○適用の順位

①EPA特惠税率 ②一般特惠税率 ③WTO協定税率 ④暫定税率 ⑤基本税率

6. 関税分類

○関税率表の適用について、統一的な運用を確保するために定められているものが「関税率表の解釈に関する通則」である。

この通則は、次の6つのルールから成っており、
更に、この通則を補足するため、備考が規程されている

関税率表の解釈に関する通則

▼項（4桁の番号）の決定

適用
順序

通則 1 : 項の規定、注の規定 = 基本原則

通則 2 : 項の範囲の拡大

通則 3 : 二以上の項に属するとみられる場合

通則 4 : 適切な項がない場合

通則 5 : 収納容器、包装容器

▼号（6桁の番号）の決定

通則 6

号レベルの分類

※号の所属の決定に当たっては、
号注が部注・類注よりも優先する

6.関税分類

▼どちらに分類しますか？



魚介類の調整品

1605.55-990 基本税率 9.6%

小麦粉の調整品

1905.90-329 WTO協定税率 21.3%

6.関税分類

関税分類例規掲載事例

1704.90

12. ハーブのせき止め錠剤

本品は、主成分である砂糖と、少量の *Glycyrrhiza glabra* (リコリス)、*Zingiber officinale* (しょうが)、*Embllica officinalis* (インディアングーズベリー) 及びメントールから成る。

本品は、各種のせき、かすれ、のどの痛みなどの対症療法に使用される。

通則1及び6を適用

砂糖と少量のハーブからなるせき止めの錠剤については、医薬品(30.04項)ではなく、その他の砂糖菓子として、第1704.90号に分類

なお、本事例を含め、その他の分類事例につきましては、税関HP「ホーム>輸出入手続>関税率表解説・分類例規」よりご覧いただけます。

HPリンク先

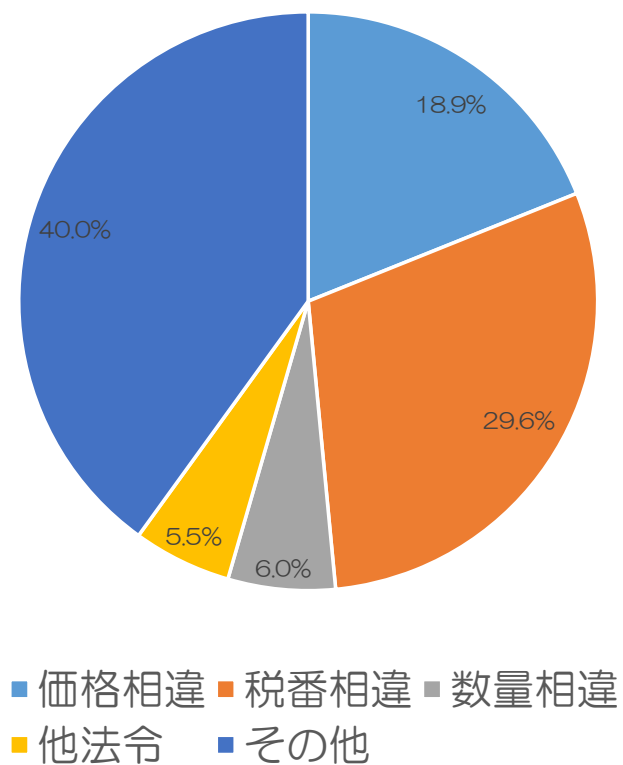
<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

番号 No	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品名	基本	協定
30.04			医薬品(混合し又は混合していない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)	無税 Free	無税 Free
17.04			砂糖菓子(ホワイトチョコを含むものとし、ココアを含有していないものに限る。)		
1704.90			その他のもの		
	100	4	1 甘草エキス(菓子にしたものを除く。)	無税 Free	(無税) (Free)
			2 その他のもの	35%	25%

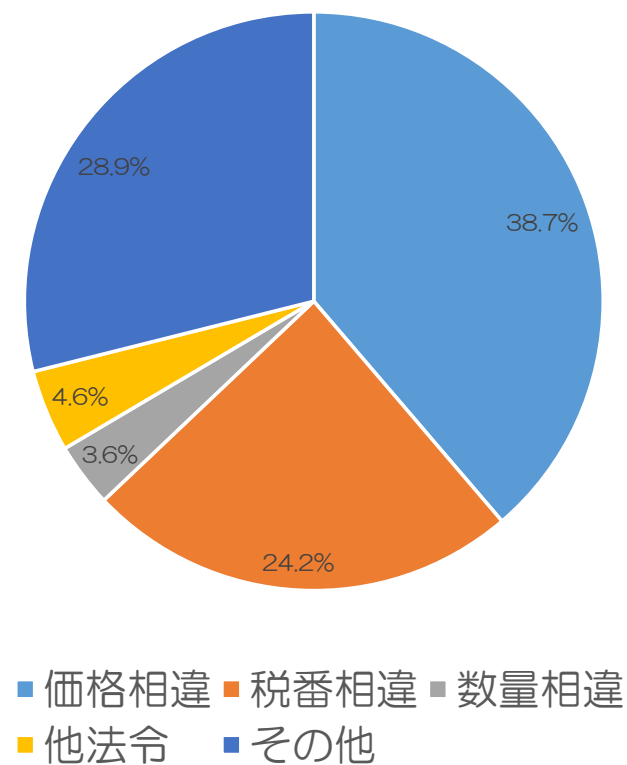
6.関税分類

東京管内輸入通関非違状況(2023年)

非違タイプ別(海上)～構成比(計)～



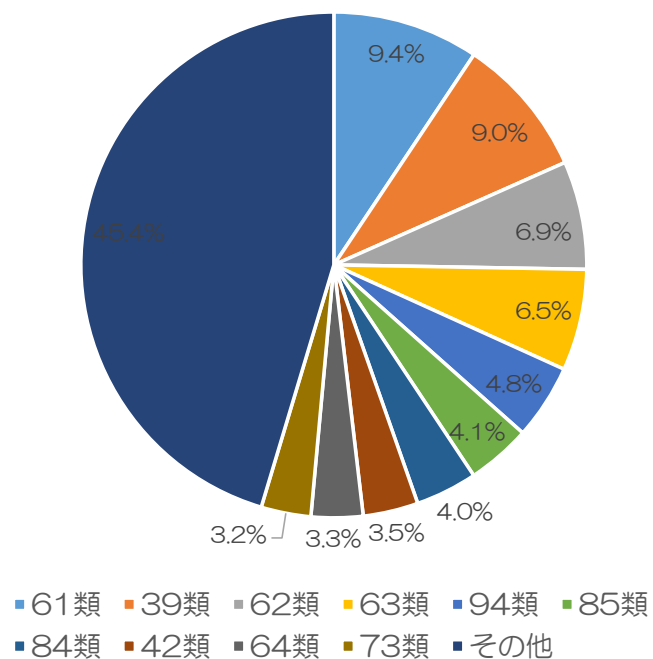
非違タイプ別(航空)～構成比(計)～



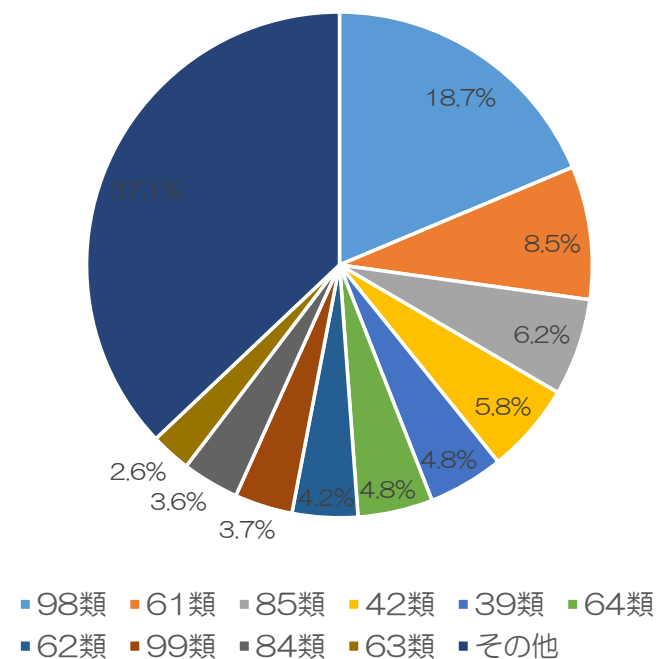
6.関税分類

東京管内輸入通関非違状況(2023年)

訂正前品目コード別(海上)～構成比(計)



訂正前品目コード別(航空)～構成比(計)



輸出入通関の非違状況（2023年）

主な非違事例（輸入） 1/2

価格相違

- ▶ IV価格に疑義があり確認したところ無償提供の商品であることが判明。IVの差替提出・申告価格訂正。
- ▶ 個人使用として課税価格の決定の特例（海外小売価格×0.6）で申告。IV等に疑義があり確認したところ、そもそも個人的な使用に供される貨物ではなかった。

確認ポイント！

IVの内容（取引価格等）を十分確認すること。申告前に課税価格の決定の特例が適用可能か適用要件について輸入者へ確認することが重要。

税番相違

- ▶ ポリエステル製ズボン。当初織製品（62類）として申告されたが編み製品（61類）であった。
- ▶ 衣類用カバー。紡織用繊維製（6307.90）として申告されたがプラスチック製（3926.90）であった。

確認ポイント！

貨物の性状（材質・用途）等を十分確認し、必要であれば輸入申告前に内容点検を行うこと。

数量相違

- ▶ Tシャツ。IVは103DZであったところ、誤って103PCSとして申告した。
- ▶ タイヤ。IVは22,082KGであったところ、誤って220,822KGと入力して申告した。

確認ポイント！

数量に誤りや勘違い等がないか確認すること。特にプライスレンジが表示されている場合は注意。

輸出入通関の非違状況（2023年）

主な非違事例（輸入） 2/2

他法令

- 化粧品。輸入者が自ら使用する目的で輸入するとは認められないもの（個人使用の範囲を超える数量又は業務用）について、輸入確認証が提示されなかった。
- ソーセージ。動物検疫対象貨物であるにも関わらず必要な証明書を取得していなかった。
- ロシア原産のシャフト（84.83項）。輸入承認証が必要な貨物であるにも関わらず取得していなかった。

確認ポイント！

申告貨物について、荷主から貨物の情報を的確に入手、把握し、必要な他法令関係手続きを確認・完了すること。特にロシアについては輸入禁止措置が講じられている品目があることに留意。

その他

- 申告外貨物であるサンプルコスメを発見。差替IVの提出・訂正。
- 「韓国製」で申告されたが、関係書類を確認したところ、「中国製」であることが判明した。
- ASEAN協定の原産地証明書を添付しているのにも関わらず、ベトナム協定のコードで申告された。

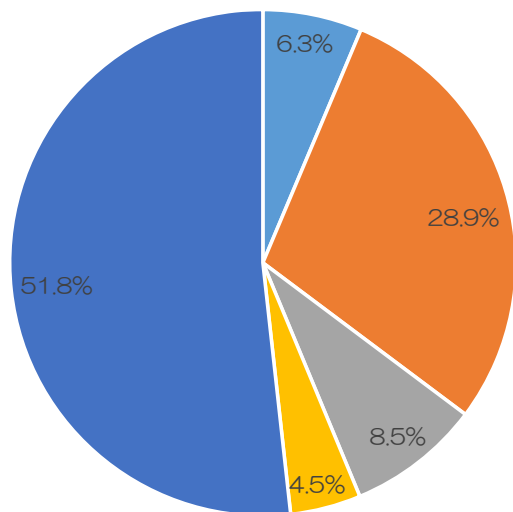
確認ポイント！

- 貨物や原産地について申告内容の誤りがないか、通関関係書類を十分確認すること。
- 原産地証明書識別コードと適用すべきEPA協定等に対応する原産地証明書が一致することを確認する。

6.関税分類

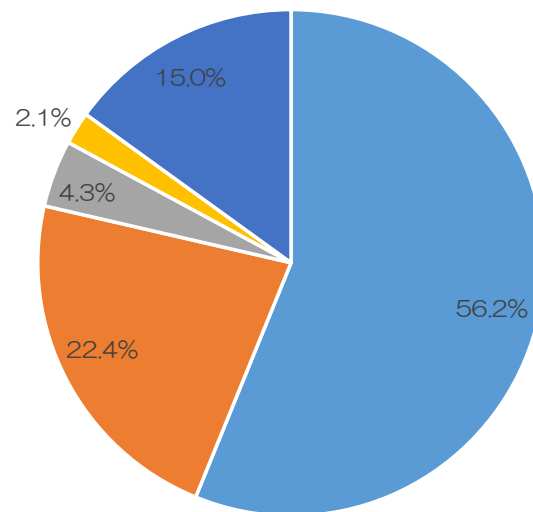
東京管内輸出通関非違状況(2023年)

非違タイプ別（海上）～構成比（計）～



- 価格相違
- 数量相違
- その他
- 税番・品名相違
- 他法令

非違タイプ別（航空）～構成比（計）～

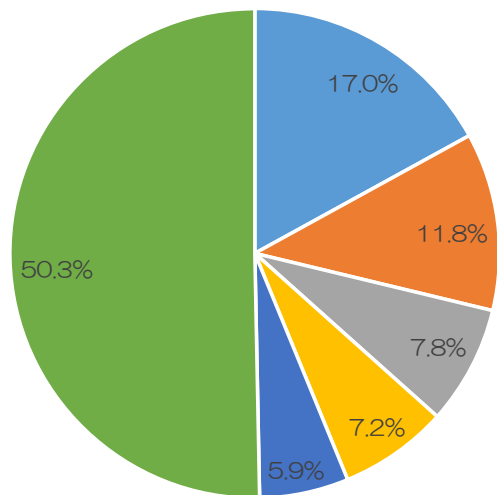


- 価格相違
- 数量相違
- その他
- 税番・品名相違
- 他法令

6.関税分類

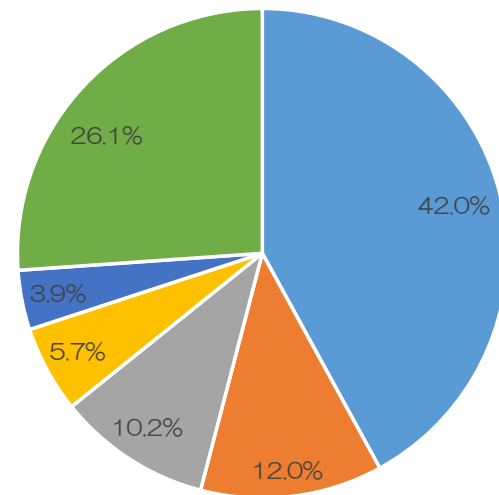
東京管内輸出通関非違状況(2023年)

訂正前品目コード別(海上)～構成比(計)



■ 84類 ■ 85類 ■ 87類
■ 39類 ■ 90類 ■ その他

訂正前品目コード別(航空)～構成比(計)



■ 30類 ■ 84類 ■ 85類
■ 90類 ■ 39類 ■ その他

輸出入通関の非違状況（2023年）

主な非違事例（輸出） 1 / 2

価格相違

- CIP価格からFOBへの算出係数を誤って申告した。

確認ポイント！

申告価格を算出する際は、係数等に誤りがないか十分確認すること。

税番相違

- 「ヒトの肺由来の細胞」から「人血からT細胞を分離/抽出したもの」へ品目コードを訂正したもの（プライスレンジの表示あり）。

確認ポイント！

貨物の性状（材質・用途）等を十分確認すること。特にプライスレンジが表示されている場合は注意。

数量相違

- 鉄鋼製のケーブル。IV上のNet重量に基づき申告したものの、IVの作成誤りが判明した。
（訂正前：4GR → 訂正後：89.6KG）

確認ポイント！

IV以外の関係書類や貨物の総重量等を参照し、数量に誤りがないか確認すること。

輸出入通関の非違状況（2023年）

主な非違事例（輸出） 2/2

他法令

- 天然コンクパール（ピンクガイ）。ワシントン条約付属書Ⅱ該当であるがサイテスを所持していなかった。

確認ポイント！

申告貨物について、荷主から貨物の情報を的確に入手・把握し、必要な他法令関係手続きを確認・完了すること。通称によらず学名による確認を確実に！

その他

- 誤って二重に申告した事案。

確認ポイント！

申告状況や貨物の状態を的確に把握すること。

7.関税評価

- 課税価格を法律の規定に従って決定すること
- 原則的な課税価格の決定方法（関税定率法第4条）

▼現実支払価格とは

⇒輸入貨物について輸入取引がされた場合において
買手より売手に対し 又は 売手のために行われ 又は 行われるべき
支払の総額

▼加算要素とは

⇒現実支払価格に加えられる輸入港までの運賃等

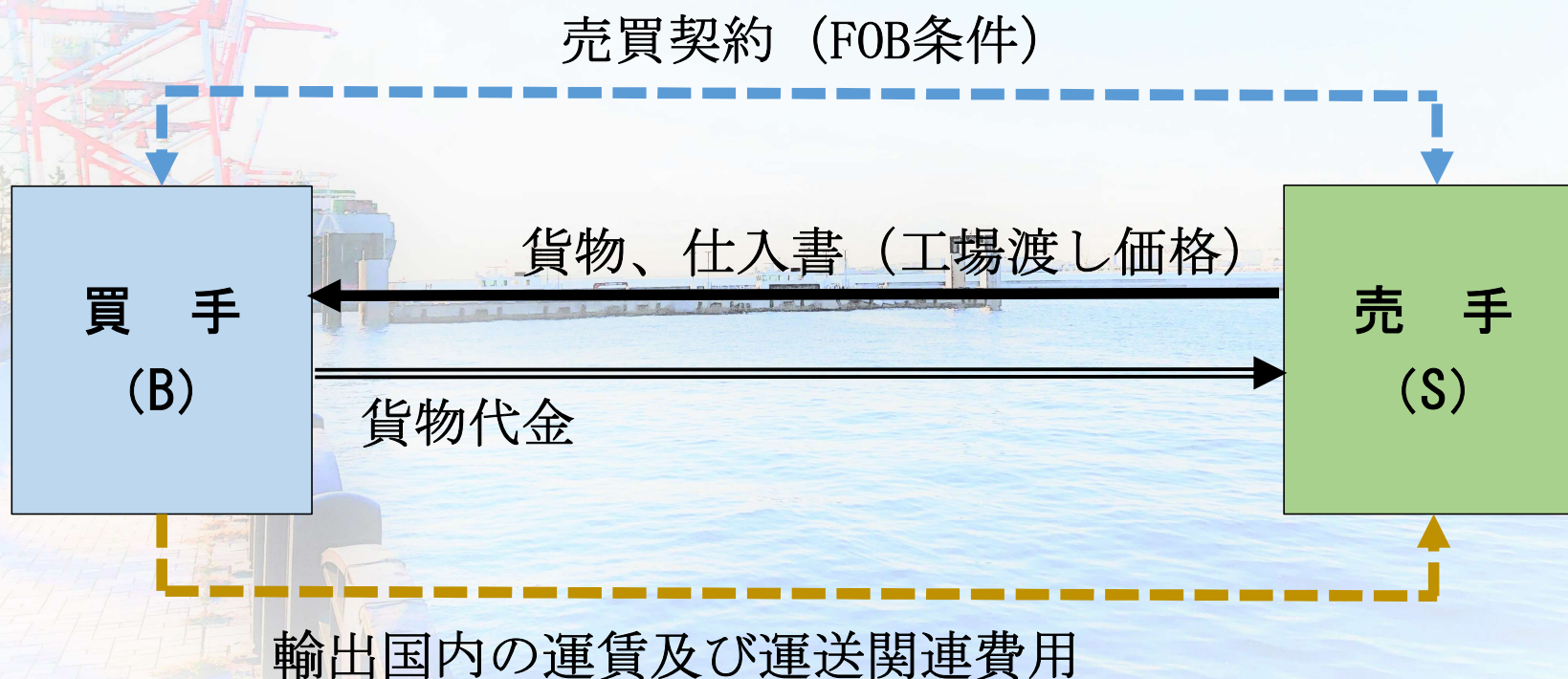
▼**課税価格＝現実支払価格＋加算要素**

⇒通常、仕入書（インボイス）に表示されている価格

▼買手と売手との間に特別な事情がないこと

7. 関税評価

▼仕入書価格とは別に支払う輸出国内の運賃等は
課税価格に含まれますか？



7. 関税評価

○加算要素

- 1 輸入港までの運賃等（定率法第4条第1項第1号）
- 2 仲介料その他の手数料（定率法第4条第1項第2号イ）
- 3 容器の費用（定率法第4条第1項第2号ロ）
- 4 包装に要する費用（定率法第4条第2号ハ）
- 5 無償提供等の物品又は役務の費用（定率法第4条第1項第3号）
- 6 特許権等の使用に伴う対価（定率法第4条第1項第4号）
- 7 売手帰属収益（関税定率法第4条第1項第5号）

7.関税評価

○特別な事情

- ▼輸入貨物の処分及び使用について制限がある場合
- ▼抱合せ販売等、課税価格決定が困難な事情がある場合
- ▼売手に帰属する収益が明らかでないとき
- ▼買手と売手に特殊関係があり取引価格に影響を与えている場合

7.関税評価

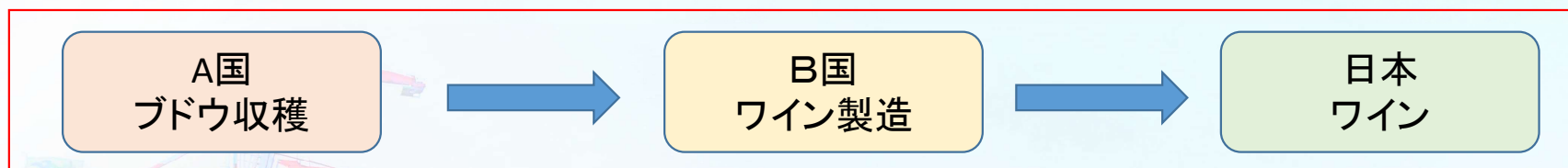
○原則的な課税価格の決定方法以外の方法

- 1 同種又は類似の貨物の取引価格による方法 （定率法第4条の2）
- 2 国内販売価格からの逆算による方法 （定率法第4条の3第1項第1号）
- 3 加工後の国内販売価格からの逆算による方法 （定率法第4条の3第1項第2号）
- 4 製造原価を基礎とする積算による方法 （定率法第4条の3第2項）
- 5 その他の方法 （定率法第4条の4）

○課税価格の決定の特例

- 1 変質又は損傷貨物 （定率法第4条の5）
- 2 航空運送貨物 （定率法第4条の6第1項）
- 3 個人的な使用に供される貨物 （定率法第4条の6第2項）

8.原産地規則



○原産地基準：当該国の原産地と認められる基準を規定

○原産地手続き：特惠税率の適用や証明手続きを規定

○特惠原産地規則

▼EPA特惠税率を適用するための規則

▼一般特惠（GSP）税率を適用するための規則

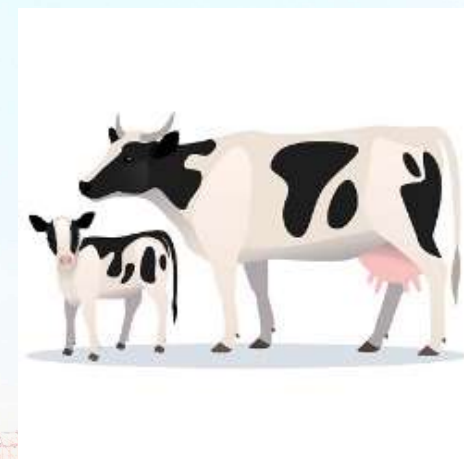
○非特惠原産地規則

▼WTO協定税率、不当廉売関税、原産地表示等特惠税率以外

8-1.原産地規則 EPAの原産地基準

○完全生産品

例：生きている動物であって、当該締約国内において生まれ、かつ、育成されたもの



○原産材料のみからなる生産品



8-1. 原産地規則 EPAの原産地基準

○実質的変更基準を満たす産品

<関税分類変更基準>

「大きな変化が起こっている」ということは、
材料と産品との間で関税分類番号が変わっているはず。

大きな変化

＝
実質的な変更

「大きな変化が起こっている」のだから、
その変化をもたらす加工工程を指定すれば良い。

<加工工程基準>

「大きな変化が起こっている」ということは、
費用が投入され、十分な価値が付加されているはず。

<付加価値基準>

8-1.原産地規則 EPAの原産地基準

○実質的変更基準を満たす産品 **関税分類変更基準**

非原産材料の分類番号と、その材料から生産された産品の分類番号が異なる場合に変更



米国で大豆を収穫
大豆：12.01項



日本で醤油に加工
醤油：21.03項



輸入国：タイ

8-1. 原産地規則 EPAの原産地基準

- 実質的変更基準を満たす産品 **加工工程基準**
締結国で、特定の加工工程が施されれば変更



日豪・EPA グリセリン (2905.45) の品目別規則：
製造国において化学反応の工程を経ていること。

8-1. 原産地規則 EPAの原産地基準

○実質的変更基準を満たす産品 **付加価値基準**

締結国での生産により価値が付加され、付加された価値が基準値以上の場合に変更



中国
非原産材料価額 (CIF)
2,000米ドル

原産材料 価額	労務費	製造経費	利益	その他
日本で付加された価値 : 8,000米ドル				

オーストラリア
輸入価格 : 10,000米ドル
付加価値 ≥ 40%

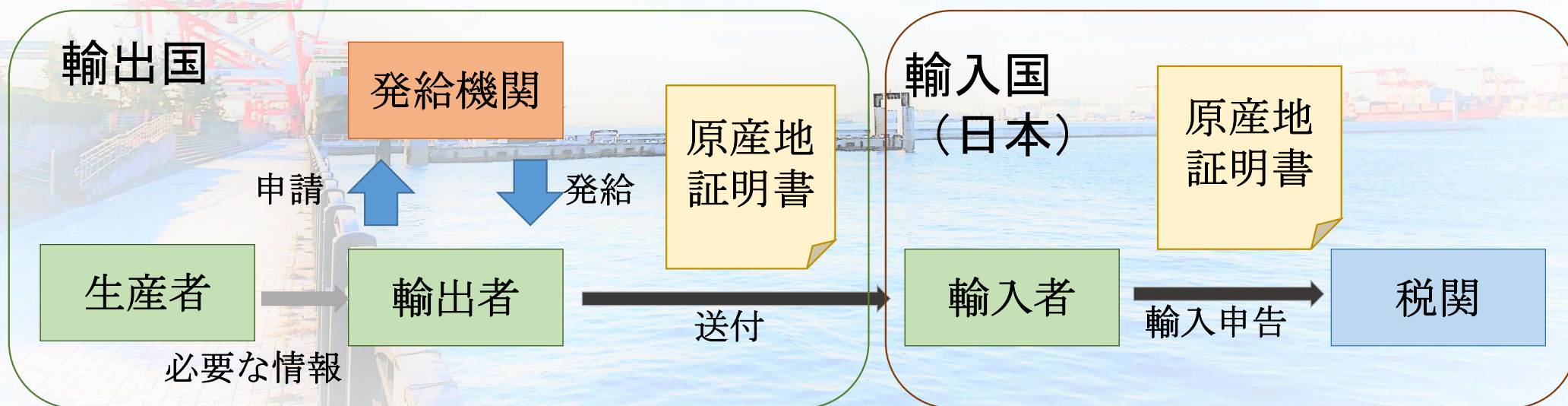
$$\frac{\text{製品の価額 (10,000)} - \text{非原産材料価額 (2,000)}}{\text{製品の価額 (10,000)}}$$

× 100 = **付加価値80%**

8-2.原産地規則 原産地手続き

○第三者証明制度

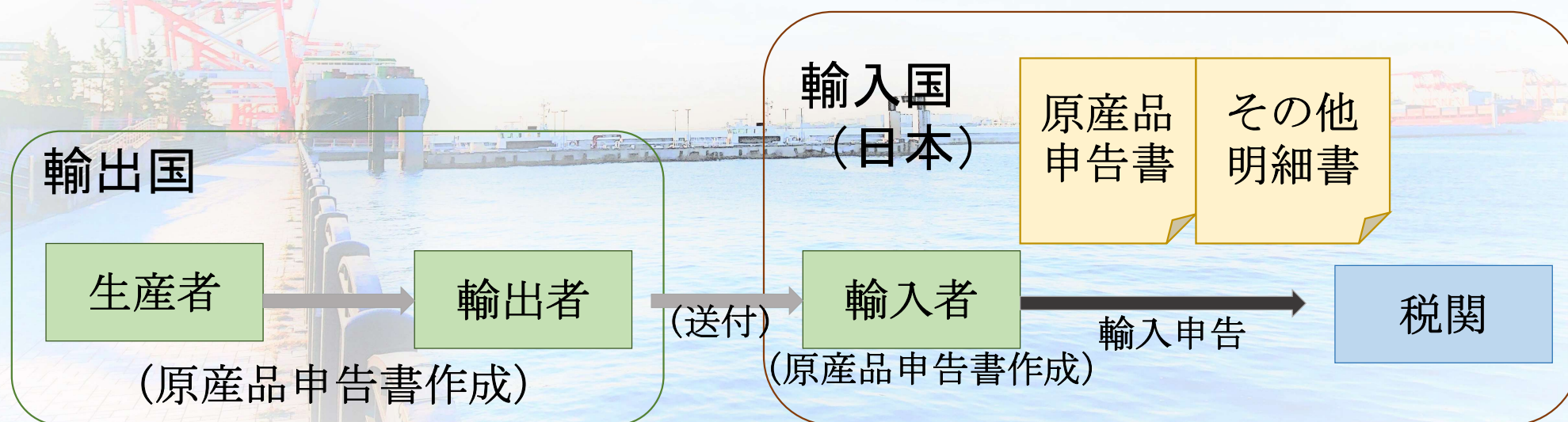
輸出者が輸出国の発給機関に申請して取得した原産地証明書を、輸入者が輸入国税関に提出することで証明する



8-2.原産地規則 原産地手続き

○自己申告制度

貨物の輸入者、輸出者又は生産者自らが、原産品申告書を作成し、輸入者が輸入国税関に提出することで証明



8-2.原産地規則 原産地手続き

○積送基準

原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準

- ▼第三国を経由することなく原産国から輸入国に直送
- ▼第三国を経由する場合は、積卸し、蔵置等の作業のみ。
ただし、通し船荷証券などの提出が必要

○事後確認

輸入通関後にその貨物が各EPAの規定に基づき原産品であるか否か確認すること

- ▼輸入者にて確認できない場合は、輸出者等に確認する
- ▼確認できない場合は、特恵税率の適用が否認される

9.事前教示制度

○輸入を予定している貨物について、関税分類（税番）、関税評価、原産地規則、減免税等について、事前に照会し、回答を受けることができる

○文書又は口頭による回答

▼文書で照会し回答を受けると、輸入申告で尊重される

照会書を受理してから

①関税分類（税番）、原産地、減免税については、原則30日以内

②関税評価については、原則として90日以内

▼口頭又はインターネットでも照会可能。

ただし、口頭等での回答内容は、輸入申告で尊重されない

○有効期限

▼文書による回答は、交付日から3年以内

▼税関ホームページで公開される

10-1.輸入禁止貨物 社会悪物品

▼不正薬物：麻薬、覚醒剤、大麻、向精神薬等

▼銃器：けん銃、小銃等の他、けん銃部品



覚醒剤

▼色々な薬物

税関ホームページから

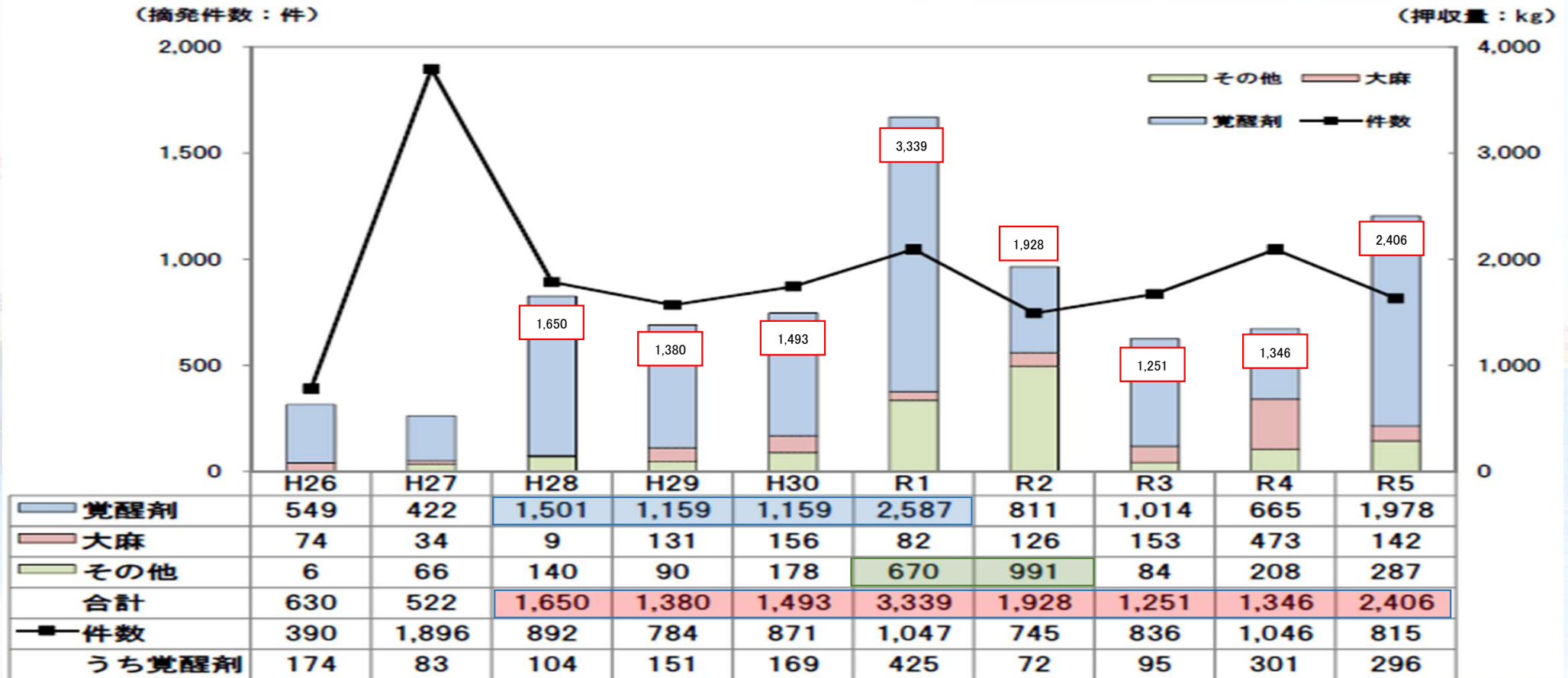


大麻草



MDMA

不正薬物の摘発件数と押収量の推移



(注)その他とは、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定麻薬をいう。令和5年の数値は速報値。
令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。

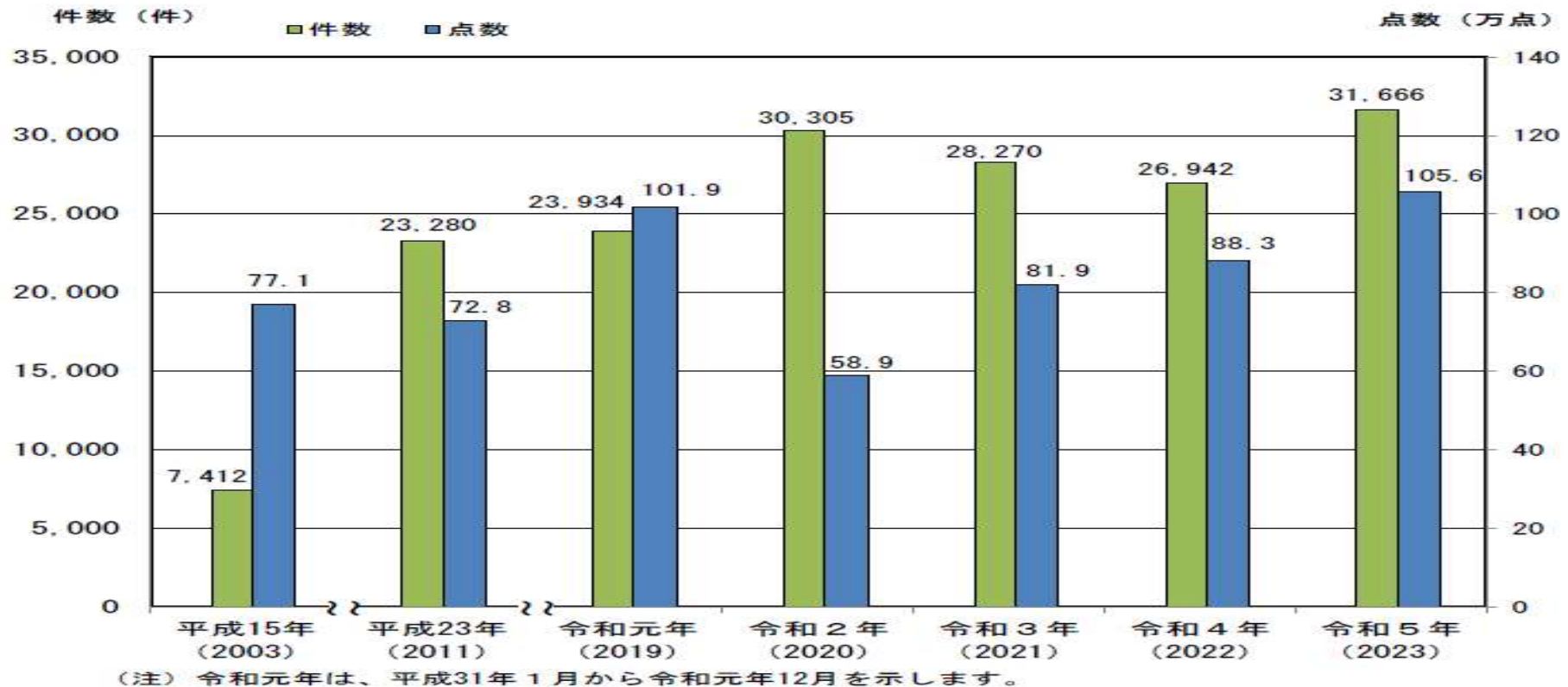
10-2.輸入禁止貨物 知的財産侵害物品

- ▼特許権（発明）、実用新案権（考案）、意匠権（形状等のデザイン）、
商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権及び著作隣接権（映画、音楽等）、
育成者権（植物品種）、回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）を侵害する物品
及び不正競争防止法違反物品（形態模倣品、営業秘密侵害品等）
- ▼権利者は、自己の権利を侵害すると認められる貨物について、
認定手続きをとるよう申立てすることができる
- ▼認定手続きとは、
輸入者、権利者双方に意見を聞き、
侵害に当たるか否か税関が認定する手続き
- ▼税関が疑義貨物を発見した場合は、認定手続きを行う

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

- ①約171億円の経済損失阻止（年100万個の偽物を差止め）
- ②偽物の使用による健康被害や使用中の事故を防止

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



仕出国(地域)別 輸入差止件数構成比の推移

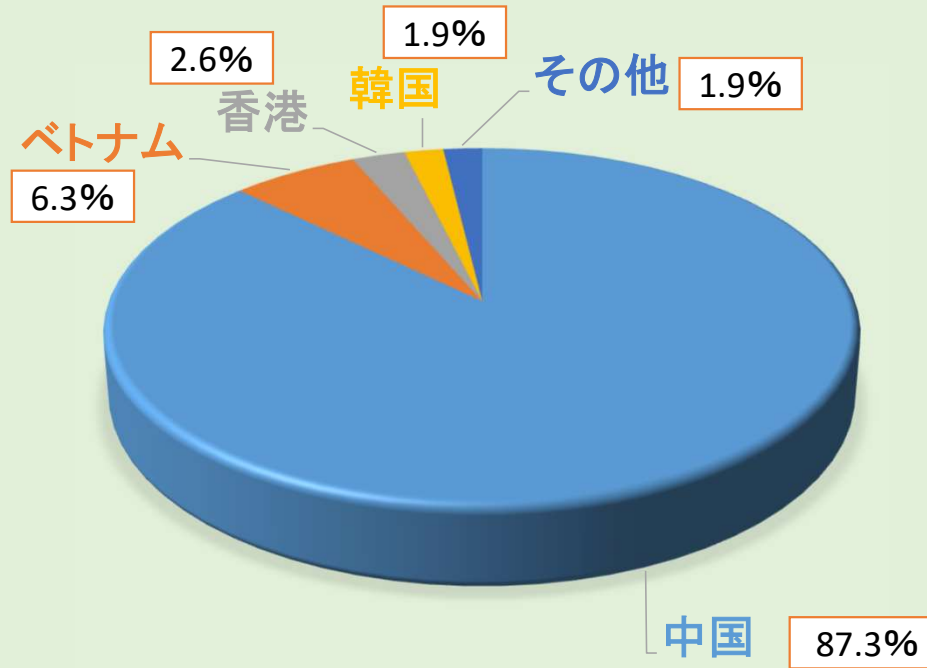


(注1) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(注2) ベトナム、台湾及びタイを仕出しとするものについて、0.5%未満の年は「その他」に含めます。

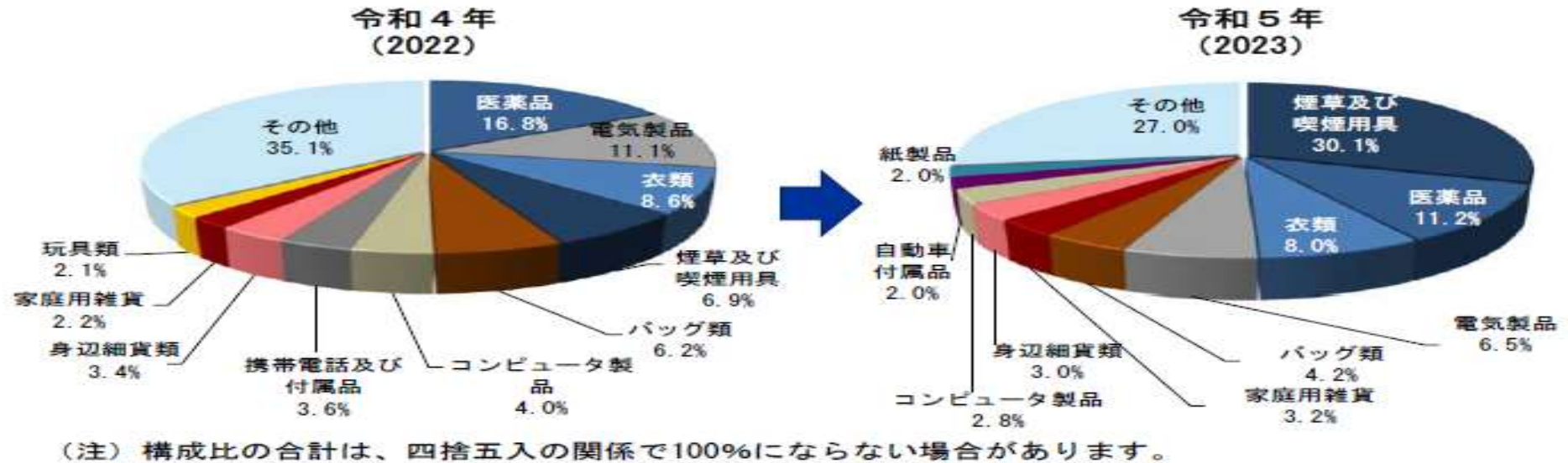
令和5年 仕出国(地域)別 輸入差止点数構成比

仕出国(地域)別 輸入差止点数



中国	921,579
ベトナム	66,487
香港	27,720
韓国	20,235
その他	20,224
合計	1,056,245

品目別輸入差止実績構成比の推移(点数ベース)



【税関で輸入を差し止めた侵害物品の例】 健康や安全を脅かす危険性のある物品

加熱式たばこ用カートリッジ(意匠権)



医薬品(商標権)



浄水器用カートリッジ(商標権)



サプリメント(商標権)



10-2.輸入禁止貨物 知的財産侵害物品

なぜニセモノを買ってはいけないの

- 1 経済への悪影響
- 2 犯罪組織の資金源に
- 3 健康被害

ニセモノを輸入したらどうなるの？

- 1 知的財産侵害物品と認定されると税関により没収されます。
- 2 悪質な場合は、「10年以下の懲役」もしくは「1,000万円以下の罰金」
またはその両方に処されることがあります。

模倣品の水際取締り強化！ 【令和4年10月1日施行】

海外の事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、個人使用目的で輸入されるものであっても、税関の水際取締りの対象となった。

10-3.輸入禁止貨物 その他

▼テロ関連物品

▼貨幣、紙幣等の偽造品、不正に作られた支払用カード

▼公安・風俗を害すべき書籍等

▼児童ポルノ

11. 輸入事後調査

- 貨物の輸入通関後に、輸入者の事務所等を訪問し、当該貨物に係る納税申告が適正に行われているか 否か を確認する税務調査
- 輸入者は、品名、数量、価格等を記載した帳簿を備付け、取引関係書類を保存する【帳簿は7年間、書類は5年間】
- 納税申告が適正でなかった場合は、正しい申告の指導とともに修正申告の慫慂が行われる

令和4事務年度の関税等の申告に係る輸入事後調査の結果

輸入事後調査の状況

		令和4事務年度		令和3事務年度
			前事務年度比	
調査を行った輸入者 ①		3,312者	223.2%	1,484者
申告漏れ等のあった輸入者 ②		2,437者	218.0%	1,118者
申告漏れ等の割合 ②/①		73.6%		75.3%
申告漏れ等に係る課税価格		884億9,259万円	149.7%	591億920万円
徴収額	納付不足税額	93億4,333万円	149.2%	62億6,224万円
	関税	8億872万円	112.0%	7億2,200万円
	内国消費税	85億3,461万円	154.0%	55億4,024万円
	加算税	4億7,400万円	245.1%	1億9,336万円
	重加算税	1,323万円	114.4%	1,156万円
	計	98億1,733万円	152.1%	64億5,560万円

(注) 当該事務年度に調査が終了したもののみを計上しています。

納付不足税額が多い上位5品目

順位	令和4事務年度			令和3事務年度		
	分類	品目	納付不足税額	分類	品目	納付不足税額
1	90類	光学機器等	22億5,775万円	85類	電気機器	13億5,953万円
2	87類	自動車等	14億4,649万円	90類	光学機器等	8億7,550万円
3	85類	電気機器	9億8,474万円	30類	医薬用品	5億3,490万円
4	84類	機械類	9億5,543万円	87類	自動車等	4億3,321万円
5	64類	履物類	4億573万円	84類	機械類	4億1,311万円

(注) 分類は、関税率表（関税定率表の別表）に従っています。

関税率表は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）の附属書の品目表（HS品目表）に基づいて作成されています。

【主な申告漏れ等の事例】（１）

＜重加算税が賦課された事例＞

事例１：輸入者が自らインボイスを改ざん

輸入者Aは、中国の輸出者から電熱グローブ等を輸入していました。Aは、正規の価格が記載されたインボイスをもとに、自ら正規の価格よりも低い価格に書き換えたインボイスを作成し、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して、当該インボイスに基づき申告していました。

その結果、不足していた課税価格は8,721万円、追徴税額は1,846万円（うち重加算税256万円）でした。

事例２：輸出者と通謀して虚偽のインボイスを作成

輸入者Bは、ニュージーランドの輸出者からサプリメントを輸入していました。Bは、輸入申告前に正規の価格を認識していましたが、輸出者と通謀して、取引価格よりも低い価格を記載した虚偽のインボイスを輸出者に作成させ、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して、当該インボイスに基づき申告していました。

その結果、不足していた課税価格は1,705万円、追徴税額は561万円（うち重加算税142万円）でした。

【主な申告漏れ等の事例】（2）

＜その他申告漏れ等のあった事例＞

事例3：輸入貨物に係る追加貨物代金の申告漏れ

輸入者Cは、アメリカの輸出者から磁気ディスク等の記憶装置を輸入していました。Cは輸出者に対し、輸入貨物の代金を支払いましたが、輸入許可後に輸出者から購入した輸入貨物の売買価格改定に伴い、増額分の追加貨物代金を支払っていました。本来、この追加貨物代金は課税価格に含めるべきものでしたが、Cは修正申告を行っていませんでした。

その結果、不足していた課税価格は13億6,870万円、追徴税額は1億3,148万円でした。

事例4：輸入者が無償提供した部分品等の申告漏れ

輸入者Dは、中国の輸出者から光学フィルターを輸入していました。Dは、光学フィルターに組み込まれる部分品等を輸出者に無償で提供していました。本来、これらの無償提供に要した費用は課税価格に含めるべきものでしたが、Dは一部を課税価格に含めずに申告していました。

その結果、不足していた課税価格は51億820万円、追徴税額は5億7,300万円でした。

12.認定事業者（AEO）制度



AEO (Authorized Economic Operator) 制度

- 貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備されたAEO事業者に対して、税関手続上の迅速化・簡素化措置を提供する制度。
- AEO事業者の総数は堅調に推移しているものの、特例輸入者の数は100者程度にとどまっており、近年は横ばいの状況。

AEO相互承認

- 相手国のAEO制度を相互に承認することにより、相手国のAEO事業者の輸出入貨物に対し、自国における税関手続を行う際に便益を与えることを認め、二国間の一層の安全かつ円滑な物流を目指す仕組み。
- 現在、我が国は13の国・地域（ニュージーランド、米国、カナダ、EU、韓国、シンガポール、マレーシア、香港、中国、台湾、オーストラリア、英国、タイ）との間で相互承認に署名。
- 現在、スイス及びインドと交渉中。



AEO事業者数（令和5年10月1日現在）：746者
 （内訳：輸出者：230、輸入者：102、倉庫業者：150、通関業者：255、運送業者：9）

13.申告官署自由化（2017年10月8日施行）

○AEO輸出者やAEO輸入者、AEO通関業者等がする輸出入申告は、貨物の蔵置場所にかかわらず、いずれの税関長に対してもすることができる。



14.通関業

○通関業とは、業として「通関業務」を行うこと。

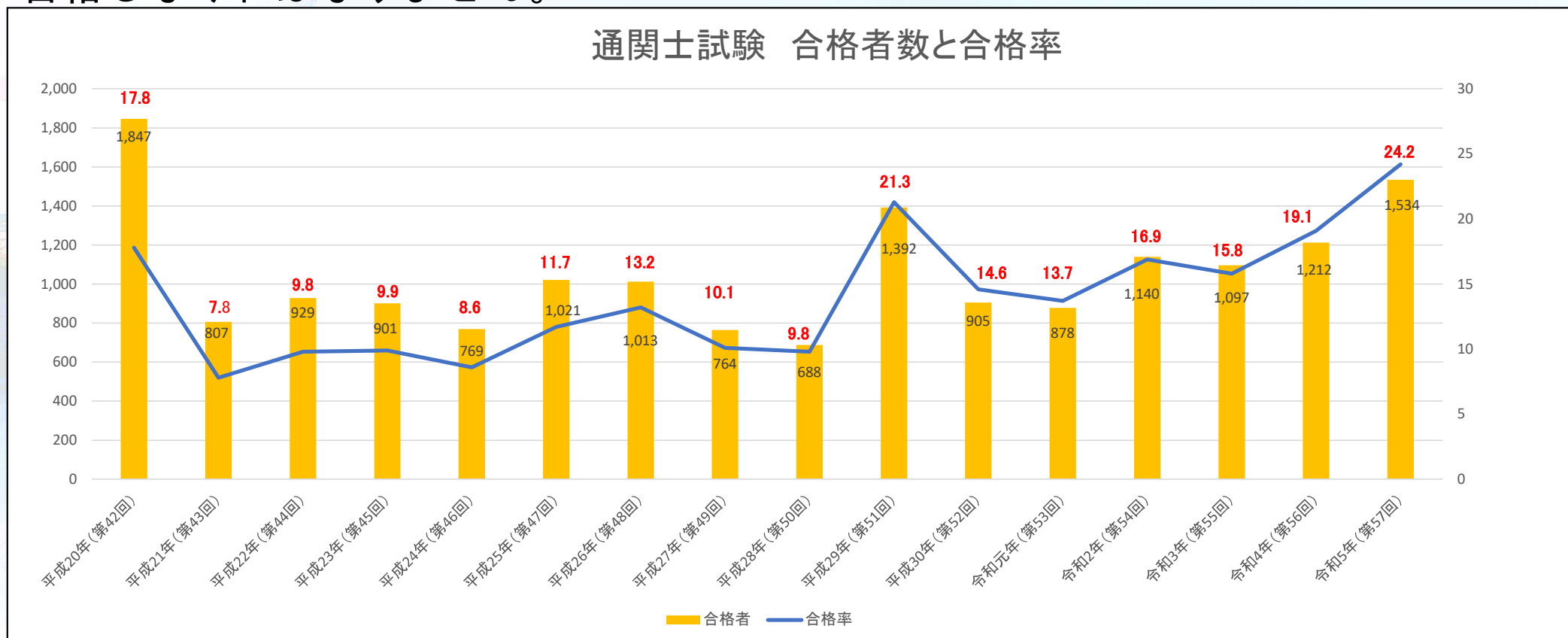
- 1 通関手続の代理
- 2 不服申立ての代理
- 3 税関に対する主張又は陳述の代行
- 4 通関書類の作成

○財務大臣の許可が必要

○名義貸しの禁止、料金の揭示義務、守秘義務等が規定

14.通関業

○通関士となるためには、その資格要件として、国家試験である通関士試験に合格しなければなりません。



15.不服申立て

○税関の処分に不服がある場合は、再調査の請求をすることができる

▼権利又は法律上の利益を侵害された者

▼3カ月以内に

○適法性審査及び審理

▼適法性審査＝再調査の請求が適法にされているか確認

▼審理＝書面を原則とし、口頭で意見を述べる機会がある

○税関長が決定

▼**却下**：再調査の請求が適法ではない

▼**棄却**：再調査の請求に理由がない

▼**認容**：再調査の請求が正当である

最後に

ご清聴
ありがとうございました



アンケートにご協力いただけますと幸いです。

- (公財)日本関税協会
- 東京支部 事務局長 長谷川隆雄

本資料の作成にあたり財務省・税関出典のもの等を利用させていただきました。